

# 議 事 日 程

令和 5 年 3 月 1 7 日

午前 9 時 3 0 分開会

第 1 開 会

第 2 会 期 日 程

第 3 議事録署名委員の指名について

第 4 議 案 上 程

第 1 2 号議案 教育委員会職員の懲戒処分について

第 1 3 号議案 議会の議決を経るべき議案について(令和 4 年度島原市一般会計補  
正予算第 1 2 号)

第 5 そ の 他











## (参考)

島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第25条第1項に基き、島原市教育委員会（以下「委員会」という。）の権限に属する事務の委任に関し、必要な事項を定めるものとする。

(教育長に対する委任事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

(1) ～ (5) 略

(6) 教育委員会の任命にかかる職員の人事の一般方針を定め、及び懲戒を行うこと。

(7) ～ (16) 略

地方公務員法（抜粋）

(懲戒)

第29条 職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

(1) この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合

(2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合

(3) 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

## 島原市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（抜粋）

（この条例の目的）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第29条第4項の規定に基づき、職員の懲戒の手續及び効果に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（懲戒の手續）

第2条 戒告、減給、停職又は懲戒処分としての免職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

（減給の効果）

第3条 減給は、1年以下の期間、給料の月額額の5分の1以下に相当する額を給与から減ずるものとする。

（停職の効果）

第4条 停職の期間は、1日以上1年以下とする。

- 2 停職者は、その職を保有するが職務に従事しない。
- 3 停職者は、停職の期間中いかなる給与も支給されない。

（委任）

第5条 この条例の実施に関し必要な事項は、任命権者が定める。

## 島原市職員懲戒審査会規程（抜粋）

（設置）

第1条 一般職の職員の懲戒処分の公正を期するため、市長の諮問機関として島原市職員懲戒審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（組織）

第2条 審査会は、委員長及び委員若干名で組織する。

- 2 委員長は市長が指名したものとし、委員は市職員の中から市長が任命する。
- 3 委員長は、会議を招集し、会議の議長となり、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ定めた委員が、その職務を代理する。



(会議)

第3条 審査会は、委員長及び委員を合せて3分の2以上出席しなければ会議を開くことができない。

2 審査会は、必要があるときは、本人の弁明を徴し、又は関係者の意見を聞くことができる。

第4条 審査会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(除斥)

第5条 委員長及び委員は、自己、配偶者、4親等内の血族又は3親等内の姻族に関する事件について、その議事に参加することができない。

(報告)

第6条 委員長は、審査会において決定した事項及び会議のてん末について、文書により市長に答申しなければならない。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、市長公室秘書人事課において処理する。

## 第13号議案

議会の議決を経るべき議案について

議会の議決を経るべき議案について、別紙令和4年度島原市一般会計補正予算第12号（教育委員会関係費）のとおり議会に提出することの承認を求める。

令和5年3月17日 提出

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条、及び島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第2条第1項第11号の規定により、教育委員会の承認を求めるものである。

令和4年度 島原市一般会計補正予算第12号 (教育委員会関係費)

2 歳入

(款) 17 寄附金  
(項) 1 寄附金

(単位：千円)

17	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
		寄 附 金	1,004,223	2,600	1,006,823			
1		寄 附 金	1,004,223	2,600	1,006,823			
	2	総務費寄附金	1,000,201	100	1,000,301	1 総務費寄附金	100	1 ふるさとづくり基金寄附金
	3	民生費寄附金	566	1,000	1,566	2 社会福祉費寄附金	1,000	1 地域振興基金寄附金
	4	教育費寄附金	1,455	1,500	2,955	3 保健体育費寄附金	1,500	1 スポーツ振興基金寄附金 2 体育施設寄附金
		繰 入 金	1,751,882	46,194	1,798,076			
18		基金繰入金	1,751,882	46,194	1,798,076			
	1	財政調整基金繰入金	270,694	46,194	316,888	1 財政調整基金繰入金	46,194	1 財政調整基金繰入金

(一般会計)

令和4年度 島原市一般会計補正予算第12号 (教育委員会関係費抜粋)

3 歳 出

(款) 10 教育費  
(項) 5 保健体育費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節 金 額		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
10								
5	2,273,996	0	2,273,996	1,500	△1,500			
	保健体育費	0	751,023	1,500	△1,500			
2	447,364	0	447,364	その他 1,500	△1,500			
	スポーツ振 興費							

(一般会計 )

■寄付件名:有馬 良知 氏 寄附金

■寄付受領日:令和5年3月4日(土) 10:00~

令和4年度第42回有馬スポーツ賞表彰式にて現金 100万円を  
市長受領



[経緯、経過など]

■有馬 良知 (ありま よしとも) 氏

・神奈川県川崎市 在住

・島原市名誉市民である故有馬茂 (ありま しげる) 氏の孫

[これまでの経緯など]

・ご祖父の故有馬茂氏が、郷土島原市の発展のため、昭和54年・55年に武道館建設資金として1億円を寄附。それをもとに、昭和55年に「有馬武道館」が完成。

その翌年に、スポーツ振興基金として300万円の寄附により、「有馬スポーツ賞」が始まる。

その後も故有馬茂 (ありま しげる) 氏、故有馬故富雄 (ありま とみお) 氏、現在の有馬良知 (ありま よしとも) 氏と親子三代にわたって毎年多額の浄財を寄附されているもの。

本年度も令和5年3月4日(土)に開催した「第42回有馬スポーツ賞表彰式」にあわせてスポーツ振興に役立てていただきたいと多額(1,000,000円)の寄附あり。

# 寄 附 採 納 願

寄附金額

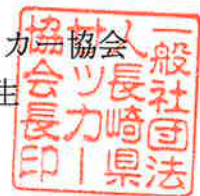
金 5 0 0 , 0 0 0 円 也

上記のとおり寄附いたしますので、採納願います。

令和5年 2月 3日

島原市長 古川 隆三郎 様

一般社団法人 長崎県サッカー協会  
会 長 殿 村 育 生



(参考)

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育委員会の意見聴取)

**第29条** 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

○島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則

(教育長に対する委任事項)

**第2条** 委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

- (1) 学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めること。
- (2) 学校・公民館及び図書館の設置及び廃止を決定すること。
- (3) 教育財産の取得を市長に申出ること。
- (4) 県費負担教職員の懲戒及び県費負担教職員たる校長、教頭の任免その他の進退について内申すること。
- (5) 県費負担教職員のサービスの監督についての一般方針を定めること。
- (6) 教育委員会の任命にかかる職員の人事の一般方針を定め、及び懲戒を行うこと。
- (7) 教育長・課長・公民館長及び指導主事の任免を行うこと。
- (8) 学校・公民館及び図書館の敷地を選定すること。
- (9) 学校その他教育機関の工事の計画を策定すること。
- (10) 委員会規則の制定又は改廃を行うこと。
- (11) **教育予算その他議会の議決を経るべき議案の作成について意見を申出ること。**
- (12) 委員会の所管に属する各種委員会・審議会等の委員の任命又は委嘱すること。
- (13) 校長・教頭・教員その他の教育関係職員の研修の一般方針を定めること。
- (14) 教科用図書の採択に関する基本方針を定めること。
- (15) 学令児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又はこれを変更すること。
- (16) 教育に関する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うこと。